

第3章 全体構想

1. 将来像と基本目標

新居浜市都市計画マスタープランでは、第六次新居浜市長期総合計画を踏まえつつ、将来都市像と基本目標を次のように定めます。

(1) 将来都市像

これからの新居浜市の目指すべき姿を示すものとして、第六次長期総合計画に基づき、将来都市像を次のとおり定めます。

—豊かな心で幸せつむぐ—

人が輝く あかがねのまち にはま

“豊かな心で幸せつむぐ”とは

「豊かな自然や別子銅山の近代化産業遺産群」などに包まれ、市民みんなが心の豊かさを実感できるまちを目指します。また、その豊かさ・幸せを次の世代に引き継ぎます。

“人が輝く”とは

本市は、「ずっと新居浜に住んでいる人」、「移住してきた人」、「Uターンしてきた人」が概ね1/3ずつを占めています。さまざまな居住歴をもつ市民がひとつになり、「未来を担う人づくり」や「子どもを産み育てる環境づくり」、「働きがいのある職場づくり」を進めることで、年齢を問わず誰もが光り輝き、自分の力を生かしながら生涯活躍できるまちを目指します。

“あかがねのまち”とは

本市の発展の礎となった別子銅山は、かつて世界屈指の産銅量を誇り、日本の近代化に大きな役割を果たしました。また、先人の知恵と精神、尊い努力により、本市は、鉱山町から工業都市、ものづくり産業の集積都市へと発展しました。このまちに生まれ育った人、生活する人にとって、別子銅山は世界に誇ることのできるすばらしい地域の宝です。

その誇りを再認識するとともに、まちのアイデンティティとするため、「第五次長期総合計画」の将来都市像に掲げた『あかがねのまち』の精神を、「第六次長期総合計画」にも引き継ぎます。

(2) 基本目標

1) 利便性が高い都市拠点等の連携による集約型のまちづくり

既存の拠点機能集積を生かした効率的効果的なまちづくりを図るため、新居浜駅周辺地区、一宮・繁本・昭和通り周辺地区、前田町周辺地区を中心とする都市拠点等において、商業、医療・高齢福祉、子育て支援、教育・文化・スポーツ、行政等の都市機能の維持増進を図り、利便性の高い集約型のまちづくりを目指します。

各都市拠点では、地域資源や空き家・空き地、公共施設等を活用しつつ、公園・緑地・パブリックスペースの充実・魅力化や、歩きたくなる環境形成を進め、まちなかのにぎわい増進に努めます。

また、都市拠点等を利用しやすい公共交通網の維持・充実や、拠点周辺の幹線道路、歩行者・自転車にやさしい道路空間、バリアフリーや交通安全対策など、誰もが都市拠点等を利用しやすく、まちなかに出かけていきやすい環境の形成を目指します。

2) 定住促進や若者・子育て世代の流入につながる居住魅力あるまちづくり

高齢者も含めた幅広い市民の居住継続、若者・子育て世代の流入につなげていくため、都市機能等が集積し公共交通の利用が便利な都市拠点周辺において、都市拠点内の商業・医療・高齢福祉・子育て支援機能等の維持増進と併せて、空き家活用、公営住宅の建替え・集約化、公園等の充実やまちなかのにぎわいとうるおいある空間づくり、若者・子育て世代に対する居住支援の充実等を目指します。

都市拠点周辺等の市街地では、新居浜にゆかりのある人も含めて、生きがい活動や交流・コミュニティのある生涯活躍できる環境づくりや、健康増進に資するまちづくりなど、一層の居住魅力の増進につながる環境づくりに努めます。

また、郊外の市街地・集落においても、各地域の自然・田園・歴史・文化・交流等の様々な地域資源の保全と、地域資源を生かした景観形成や交流の促進など、各地域のコミュニティの維持・保全を目指します。

3) 地域資源の活用と協働による、魅力と活力あるまちづくり

四国屈指の工業都市としての産業集積を生かしつつ、基幹産業である工業機能の維持増進を図るため、今後も鉄道、道路、港湾集積の交通アクセスや高度情報通信基盤をはじめとする産業基盤の整備・充実に努めるとともに、新たな産業機能の立地促進を目指します。また、若者等の多様な雇用機会の創出のため、既存のモノづくり産業等と連携した暮らしの便利を高める起業や創造的な活動の場づくりに努めます。

各地域の特色ある地域資源を生かした地域活性化と、観光交流人口増大による地域経済の活性化を図るため、本市固有の自然、歴史・文化、産業遺産、観光・レクリエーション、景観などの地域資源の保全と活用の促進を目指します。

また、地域への誇りと愛着の醸成を図り、定住促進につなげていくため、良好な地域資源を生かした魅力ある景観形成や環境美化など、住民主体のまちづくり活動の活性化を図る取組みの強化を目指します。

4) 誰もが安心して暮らせる防災・減災のまちづくり

近年多発・局地化する豪雨災害や将来危惧される南海トラフ巨大地震や津波などの自然災害に対して、市民の誰もが安全で安心して暮らせるよう、大規模災害を想定した防災・減災対策の推進や、災害被害を最小限に抑える強靱化対策や備え等を図るとともに、自主防災体制の強化を図り、地震や津波、台風や大雨による浸水、土砂災害などの災害に強いまちづくりを目指します。

5) 将来の環境変化を生かすスマートなまちづくり

SDGs（持続可能な開発目標）、低炭素まちづくり等の社会的要請に適切に対応していくとともに、高度情報通信技術（ICT、AI等）など技術革新をまちの活性化につなげていくため、環境変化の動向を踏まえつつ、高度情報通信技術や資源・エネルギーの有効活用技術等を生かし、暮らしの利便性向上やまちの活性化・にぎわい向上につなげていくまちづくりを目指します。

2. 将来人口

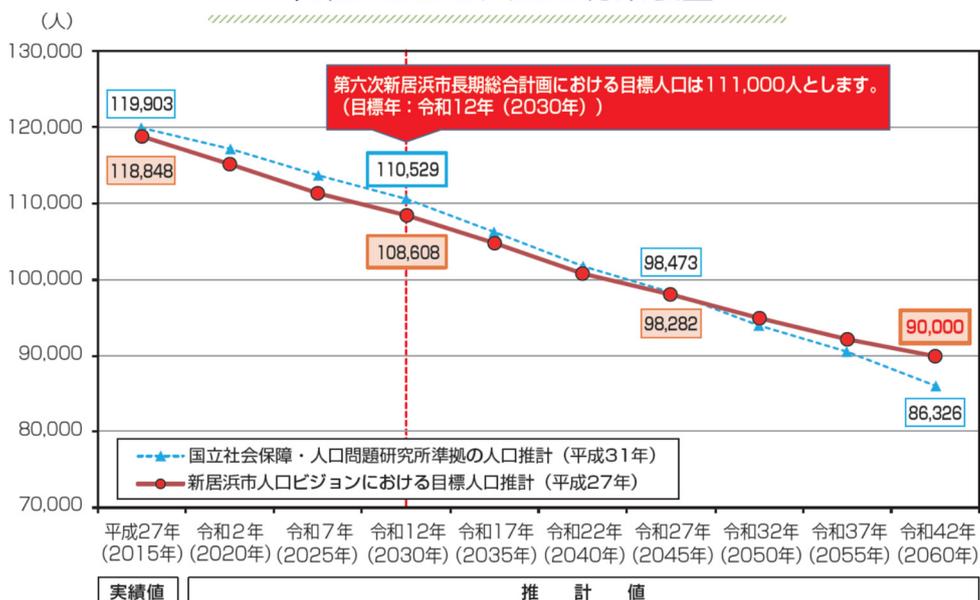
第六次長期総合計画における目標人口は、平成 27 年に策定した新居浜市人口ビジョンにおいて、今後、合計特殊出生率と社会増減の改善を図ることにより、令和 22 年（2040 年）まで人口 10 万人を維持し、令和 42 年（2060 年）に 90,000 人の人口を維持することを目標としており、新居浜市人口ビジョンの目標人口及び国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計人口を共に満足する水準の 111,000 人（令和 12 年（2030 年））としています。

本計画における将来人口は、上位計画である第六次長期総合計画との整合を図り、目標人口を将来人口として設定し、中間年である 10 年後の令和 12 年（2030 年）は 111,000 人、目標年次である令和 22 年（2040 年）は 100,000 人とします。

ー将来人口ー

中間年 令和 12 年（2030 年）111,000 人
 目標年 令和 22 年（2040 年）100,000 人

本市における人口の将来展望



出典：第六次長期総合計画

新居浜市立地適正化計画（平成 31 年 4 月）においては、国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 27 年）を基に、令和 12 年（2030 年）は 105,000 人、令和 22 年（2040 年）は 94,000 人と推計しています。

3. 将来都市構造

まちづくりの主要課題や基本目標を踏まえつつ、人口減少社会を見据えた、本市の将来都市構造を、以下のように設定します。

(1) 将来の都市構造の方針

①都市拠点等における都市機能の維持・増進と連携強化

広域的な集客機能や生活サービス機能の確保を図っていくためには、拠点地区（都市拠点や地域拠点）における都市機能の衰退や、人口密度が低い地区等への分散化を抑制していくことが重要です。

このため、拠点地区の都市機能の維持・増進を図るとともに、拠点地区相互の連携・回遊性の強化や、拠点地区に移動しやすい交通環境の充実を図ります。

②都市機能集積や公共交通利便性を生かした拠点周辺の居住機能の維持・更新

空き家・空き地の増加による居住環境の悪化や、人口密度低下による地域経済活動の停滞（店舗等の撤退など）が懸念され、市街地全体の居住魅力の低下につながらないような適切な対策が必要です。

このため、人口や生活サービス機能が集積し、公共交通の利便性も高い拠点地区（都市拠点や地域拠点）周辺等においては、若者・子育て世代等の流入にもつながるような居住環境の魅力向上を図り、まちなか居住の促進を図ります。

③各地域の特色ある地域資源を生かした居住環境とコミュニティの維持

市域の各地域に集落等が分散していることから、上記以外の既存集落等においても、居住環境やコミュニティが衰退しないような適切な対策が必要です。

このため、各地域において、学校、生活サービス施設や周辺の豊かな自然・田園環境を生かしつつ、地域住民の活動・交流拠点の維持や生活サービス機能、地域コミュニティの維持に努めます。

(2) 将来都市構造の基本方向

拠 点

●都市拠点

都市機能の集積状況を踏まえ、新居浜駅周辺地区、一宮・繁本・昭和通り周辺地区、前田町周辺地区の3つの拠点を、まち全体の都市機能の充実や広域的な集客強化に資する拠点地区として、今後も商業・業務・文化等の都市機能の充実・強化を図ります。

●地域拠点

都市機能の集積性や交通拠点等のポテンシャルを踏まえ、喜光地周辺地区を地域拠点として、生活サービスの提供、近隣商業サービス機能の充実を図ります。

●観光・レクリエーション拠点

各地域に点在する公園緑地等の観光・レクリエーション資源は、交流空間としての魅力の充実や観光資源のネットワーク化を図ります。

●産業拠点

各地域の工業集積地の産業機能の維持・増進とともに、臨海部の工業拠点集積地や新居浜インターチェンジ周辺等の交通条件が優れた地区について、工業系機能の立地促進を図ります。

●交通・交流拠点

交通網の主要結節点（駅、インターチェンジ、港）は、広域及び地域の両面から人・物・情報が出会う社会・経済活動を支える交通・交流拠点として、交通及び交流機能の充実を図ります。

●歴史・文化拠点

各地域の主要な歴史・文化資源は、歴史・文化拠点として施設の保存・活用と観光資源とのネットワーク化を図ります。

土地利用ゾーニング

●複合臨海部

臨海部は、今後も産業基盤等の整備と充実に努めていくとともに、津波に強いまちづくりに努めながら、住宅地との共存と海岸等の自然環境との共生を目指します。

●平野部

既成市街地は、都市施設の効率的な整備と良好な居住環境の維持・保全を図るとともに、周辺の田園地域は、優良な農地の保全と地域コミュニティの維持に留意した居住環境の維持を目指します。

●居住誘導ゾーン

都市機能の集積性や公共交通利便性の高い都市・地域拠点周辺では、空き家や低未利用地を生かしつつ、新たな居住層の受入れも含めて、高い利便性を生かしたまちなか居住の促進を図ります。

●丘陵部

市街地の東西に位置する丘陵地は、緑の豊かな自然環境を有し、レクリエーション資源が点在しており、緑の保全に努めるとともに、交通条件が優れた地域については、周辺環境との調和に留意しつつ産業機能等の立地を検討します。

●山間部

緑豊かな自然環境や近代化産業遺産を有する山間部（都市計画区域外含む）は、今後も自然環境の保全を前提に、歴史・文化、観光・レクリエーション機能の充実を目指します。

交 通 軸

●広域・地域交流連携軸

広域交流連携を支える交通軸（松山自動車道、国道11号及び同新居浜バイパス）及び地域の交流連携を支える交通軸（(主)壬生川新居浜野田線など）は、防災性強化に留意しつつ東西軸の強化を図ります。

●高速自動車国道、主要幹線道路

本市の広域的な連携や主要な骨格軸を形成する道路については、都市内外の連携やアクセス性を高める交通軸の強化を図ります。

●鉄道・駅

公共交通の主な軸や拠点を担う鉄道・駅については、運行サービスの改善・充実や公共交通を利用しやすいバス・タクシー・駐車場等の駅周辺環境づくり等を図ります。

4. 土地利用方針

(1) 適正でコンパクトな土地利用の誘導

平成 16 年 5 月の線引き廃止後は、従前の農地や森林等における土地利用規制に加え、計画的な土地利用の誘導と良好な環境の形成・保全を図るため、用途地域及び特定用途制限地域における建築規制等の土地利用規制誘導方策を実施してきました。

しかし、立地適正化計画制度の創設等による国のコンパクトなまちづくり誘導への対応、地球環境への負荷軽減や市民の自然環境や大規模災害への関心の高まり、また本市における工業拠点整備の必要性等から、地域連携が確保された集約型都市実現のため今後は社会的背景から規制誘導を図るだけでなく、都市環境の保全に資する土地利用のあり方の検討、低未利用地の有効活用、土地の高度利用等地域の実状に即した計画的な土地利用の誘導等を図っていく必要性があります。

そうした背景より作成した立地適正化計画に基づき、都市拠点等を中心とした都市機能誘導区域への都市機能誘導施設の立地誘導と、周辺の人口集積性・成長性や公共交通の利便性等に優れた居住誘導区域における人口密度の維持の推進を図っていきます。

また、用途地域周辺部などの既成市街地内にある用途白地地域については、都市機能誘導区域や居住誘導区域の役割を踏まえながら、周辺との調和を図りつつ用途地域への指定を行い、適正な土地利用を図ります。

■立地適正化計画制度の運用（コンパクトなまちづくりへの取組）

①都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点で維持・確保することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域のことであり、都市拠点（新居浜駅周辺地区、前田町周辺地区、一宮・繁本町・昭和通り周辺地区）と地域拠点（喜光地周辺地区）を位置づけます。

都市機能誘導区域においては、都市機能誘導施設（居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設）を位置づけ、当該機能の維持・増進を図ります。

②居住誘導区域

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域のことであり、人口の密度や成長性が高く、都市の拠点へのアクセス性や公共交通（鉄道、バス）の利便性が高い区域（災害の危険性が高い区域や、居住地としての利用が望ましくない区域（工業系用途地域など）は除外）を位置づけることで、居住誘導区域内へ居住機能の誘導等を図ります。

(2) 地域の実情に応じた適切な土地利用方針

1) 用途地域の方針

用途地域においては、本市における土地利用の現況及び課題に対応するため、より合理的で調和のとれたまちづくりに必要な見直しを行います。また、特定用途制限地域の用途地域に隣接し既成市街地内にある用途白地地域については用途地域への指定を検討し、既存の都市機能の集積を活用した良好な居住環境の形成・保全を持続的に図ります。

①商業・業務地

◆地域特性に応じた魅力ある商業・業務地の形成

J R 新居浜駅周辺や中心商業地、前田町周辺及び喜光地、多喜浜などの各地域において、地域特性に応じた機能強化と、市民、事業者と行政の役割分担による魅力ある商業・業務地の形成を図ります。

②工業地

◆臨海部における工業施設の集積

新居浜港本港地区周辺に集積する住友系企業用地及びその周辺（磯浦町、王子町等）、新居浜港東港地区周辺に位置する多喜浜、黒島、垣生工業団地、多極型産業推進事業用地、貯木場企業用地等、地域特性に応じた機能強化と企業交流・連携を進め、活力ある工業地域の形成を推進します。

また、荷内沖は、環境配慮や防災対応、産業構造の変化など将来の環境変化の動向を踏まえつつ、長期的展望に立った新たな臨海性産業系複合機能用地として陸域化を検討します。

③住宅地

◆市街地中心部周辺の商業・業務地との調和を図った住宅地の整備

市街地中心部周辺では商業・業務地と調和した良質な住宅地の整備を促進します。

◆周辺環境と調和した中高層住宅地の整備

国領川緑地周辺地域や滝の宮公園周辺地域は、今後も周辺環境と調和を図った中高層住宅地として整備を促進します。

◆市街地南部の低密度なゆとりのある住宅地の供給

閑静な住宅地を有する市街地南部については、周辺の自然環境と調和を図った比較的 low density なゆとりのある良好な住宅地の整備を促進します。

④沿道型施設立地ゾーン

国道 11 号や国道 11 号新居浜バイパス、(主)壬生川新居浜野田線、(主)新居浜角野線等の幹線道路の沿道においては、周辺環境に十分配慮した上で、沿道サービス型店舗や事務所等の立地を図ります。

2) 特定用途制限地域（用途白地地域）の方針

特定用途制限地域においては、良好な環境の形成・保全を図る観点から、特定の建築物の立地を制限しつつ都市の発展と産業の振興を図るために必要な見直しを行います。

①市街地周辺地区

住環境に支障を及ぼすおそれがある特定の用途の建築物等の立地を制限し、現在の良好な環境の保全を図ります。

また、既成市街地内の地域については、都市施設の整備状況などを勘案し、用途地域への指定を検討します。

②幹線道路沿道地区

周辺環境に支障を及ぼすおそれがある特定の用途の建築物等の立地を制限し、秩序ある沿道環境の形成・保全を図ります。

また、幹線道路においては、沿道型施設立地ゾーンとして、道路の整備状況や沿道の土地利用状況、周辺環境等への影響に十分配慮した上で、特定用途制限地域の区分の見直し、もしくは用途地域への指定を検討します。

③田園居住地区

地域の環境に特に支障を及ぼすおそれがある特定の建築物等の立地を制限し、地域の良好な環境の形成・保全を図ります。

④産業居住地区

著しく大きな負荷を発生させる建築物や、周辺の良好な住環境に支障を生じさせる建築物等の立地を制限し、地域産業の振興のための機能と周辺の居住環境との調和を図り、地域の健全な環境の形成を図ります。

また、四国における本市の地理的環境や高速道路網の整備により、近年、その利便性を生かした内陸部の企業立地が進んでおり、医療や食品といった新たな工業地域が形成されつつあります。このような状況を踏まえ、臨海部の工業地に隣接する磯浦地区や、広域交通の結節点である新居浜インターチェンジ付近、国道11号、(都)郷桧の端線沿道や本市西部に位置するテクノパーク等において、土地利用状況、周辺環境等への影響に十分配慮した上で、新たに内陸型工業用地の整備を推進します。

3) 開発行為

開発行為については、都市計画区域内の開発許可対象面積を1,000㎡以上とし、無秩序な乱開発の防止や良好な住環境の形成・保全を図ります。

4) 山間地・丘陵地

市南部の山地一帯や林地、河川等については、良好な都市環境、都市景観を形成する重要な資源であり、かつ水源かん養、治山・治水等の重要な役割を担っていることから保全を図ります。

また、市民の保健・休養の場として活用される生活環境保全林については、今後も市民の森等、自然に親しむことのできるレクリエーション空間としての活用を推進します。

5) 優良農地の保全

貴重な緑のオープンスペースとして、健全な調和を図りながら優良農地の保全に努めます。

また、農業が継続的に発展するよう、ほ場整備やため池、水路、農道等の生産基盤の整備を推進します。

認定農業者等の担い手への農地の集約化や、若者等の新規就農者の支援、鳥獣被害対策、遊休農地を利用した景観形成、JA と連携した市民農園づくりなど、魅力ある農業環境の育成を進めます。

居住誘導区域内に穴抜け状態で残る農地については、公共公益施設が周辺に集積する立地条件を生かし、農用地指定されていない農地の有効活用を検討していきます。

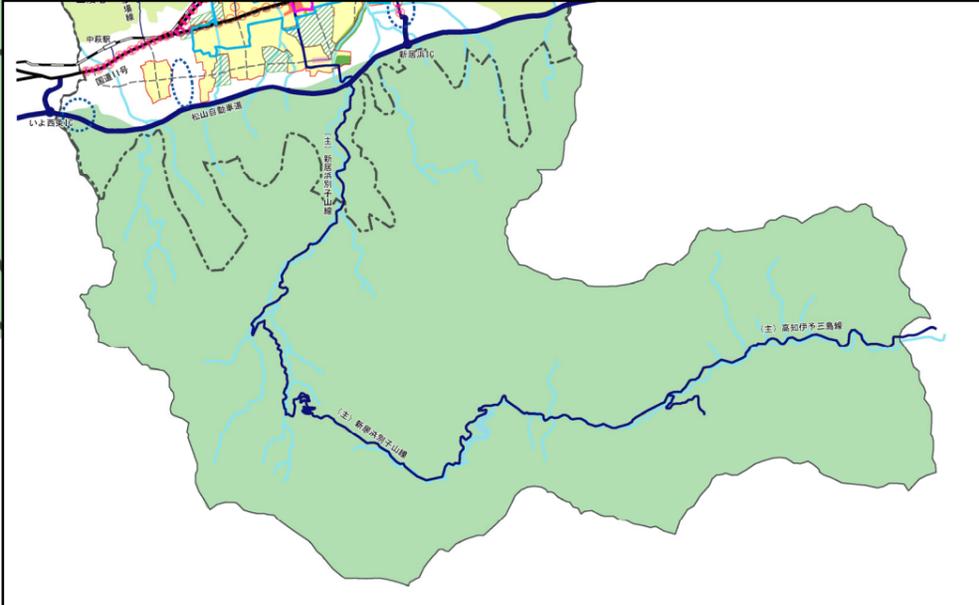
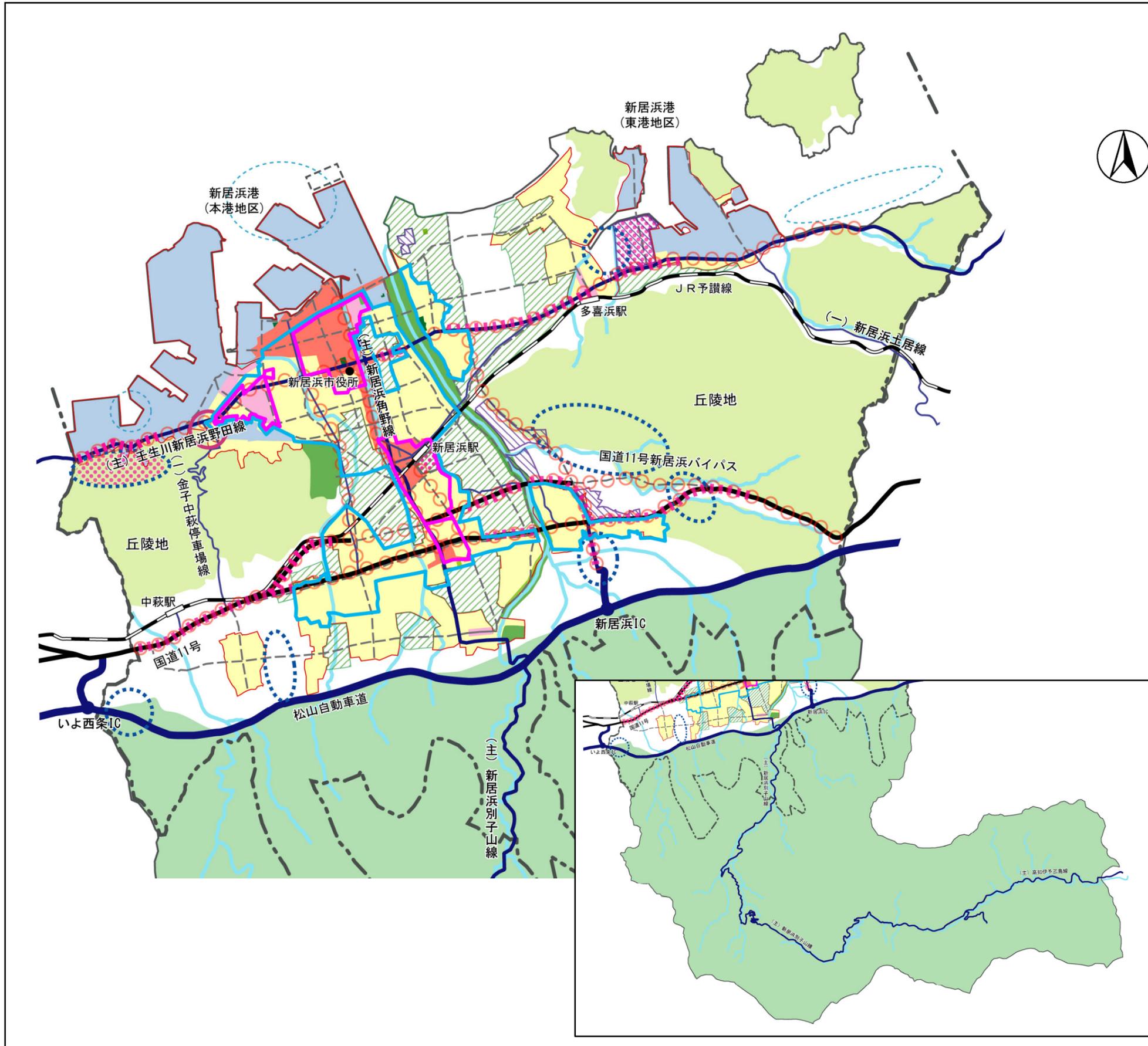
6) 都市計画区域外の方針

山間部となる都市計画区域外は、水源かん養、治山・治水、大気、水質の浄化機能だけでなく豊かな自然景観を有し、動植物などの良好な生息地として重要な役割を果たしており、今後も良好な自然環境の保全を図ります。

また、別子山地域については、山岳レクリエーションゾーンと位置づけ、交通アクセスの向上、生活利便の確保、交流・連携の拡大のため、道路の整備を図るなど、適切な土地利用に努めます。

なお、森林については、木質資源の有効活用と自然との共生に努めつつ、多面的な機能が引き出せるよう、その利用を図ります。

土地利用方針図



凡 例	
区 分	項 目
[Red outline]	用途地域
[Red fill]	商業・業務地
[Pink fill]	近隣商業地
[Blue fill]	工業地
[Blue dashed outline]	埋立検討地
[Yellow fill]	住宅地
[Pink dashed outline]	都市機能誘導区域
[Blue dashed outline]	居住誘導区域
[Red circles]	沿道型施設立地ゾーン
[Red dashed outline]	用途地域変更検討地区
[Pink checkered fill]	用途地域指定検討地区
[Green fill]	公園・緑地
[Light green fill]	丘陵地
[Dark green fill]	山間地
[Green diagonal lines]	市街地周辺地区
[Pink dashed lines]	幹線道路沿道地区
[Blue diagonal lines]	産業居住地区
[White fill]	田園居住地区 (上記以外の用途白地地域)
[Blue dashed circle]	特定用途制限地域変更検討地区
[Thick blue line]	高速自動車国道
[Thick black line]	一般国道
[Thick blue line]	主要地方道
[Thin blue line]	一般県道
[Dashed black line]	都市計画道路等
[Black line with cross-ticks]	鉄道・駅
[Blue line]	河川
[Blue dashed line]	公有水面埋立地
[Dashed black line]	都市計画区域
[Black outline]	行政区域

図 土地利用方針図

5. 都市施設等の整備方針

(1) 市街地の整備方針

1) 都市基盤施設の機能強化

良好な都市環境の形成と保全を図るため、まちづくりの基盤となる道路・公園・下水道等の都市施設の整備と既存ストックの維持・活用を重点的に推進します。

2) 商業・業務地区

①都市拠点の活性化

都市拠点（新居浜駅周辺地区、前田町周辺地区、一宮・繁本町・昭和通り周辺地区）において、都市拠点の特性と今後の発展方向を踏まえ、地域の中心としてふさわしい高次な都市施設の集積した快適な都市空間の形成を推進します。

◆行政文化商業・業務地

行政、文化施設が集積する市役所周辺については、既存官公庁施設の改修・再生を行い、行政・文化・防災機能の強化を推進します。

また、社会情勢の変化に伴い、一団地の官公庁施設の変更を検討します。

◆商業・業務地

既存商店街となる昭和通り、登り道を中心とする地区周辺は、旧商業振興センターを活用したにぎわいの創出とともに、商店街での空き店舗の活用や地域の特性に応じた都市施設の整備・充実を推進します。

◆新都心商業・業務地

J R新居浜駅周辺は本市の新たな「玄関口」として位置づけ、総合文化施設を核としたにぎわいの創出を図るとともに、駅前の公共施設の利活用を推進し、玄関口としての立地性を生かし観光客・ビジネスマン等にも対応した飲食施設、特産品・土産物販売等や、サテライト型ビジネス等利用スペース等の集積を図ります。

また、J R新居浜駅南地区においては、駅前の優れた立地性を生かし、駅南北の一体的な利用による、都市拠点地区としての機能の向上に向けた取組を推進します。

◆都市型商業・業務地

大型店舗、宿泊施設が集まる前田町周辺については、都市型商業・業務施設の展開により都市機能の強化を促進します。

②周辺環境との調和を図った商業地の形成

◆商業地

今後も、喜光地周辺における利便性の向上を図るため、近隣住民の日常的な購買需要に対応した商業地の形成を促進します。

◆沿道型施設利用地

国道 11 号や国道 11 号新居浜バイパス、(主)新居浜角野線等の主要幹線道路等の沿道においては、沿道周辺住宅地の居住環境と調和を図った沿道型利用施設の立地を促進します。

3) 工業地区

①新産業集積の推進

新居浜港東港地区周辺には多喜浜、黒島、垣生工業団地が整備されています。今後も、高付加価値の加工産業や研究開発型産業、消費者に密着した生活関連産業などの企業立地を推進します。

②テクノパークの整備推進

えひめ東予産業創造センターを核として産業技術情報のネットワーク化や人材育成、企業交流を推進するとともに、新産業の創出と高付加価値産業への構造転換を推進する施設として機能強化を図り、緑豊かなテクノパークの形成を促進します。

③周辺環境に配慮した工業地の形成、工業用地の整備

工業地においては、緑化を促進し周辺環境への配慮も含めて環境との共生を図ります。また、適地において周辺環境との調和を図りつつ新たな工業用地の整備を検討します。

④人材養成機関の集積

阿島地区周辺には、新居浜市ものづくり産業振興センターや日本溶接協会四国地区溶接技術検定委員会、日本クレーン協会愛媛支部が立地しており、本市産業を支える人材養成を積極的に推進するとともに、新居浜工業高等専門学校や新居浜産業技術専門校とも連携を図りながら、産業人材の育成を推進します。

4) 住宅地区

①歩いて暮らせるまちづくりの推進

いつまでも暮らしやすいまちづくりを目指し、福祉・医療・商業等の都市機能が近傍に集積された居住誘導区域への誘導に努め、“歩いて暮らせるまちづくり”を促進します。

②密集住宅市街地の居住環境の向上

道路が狭く老朽建物が密集している防災上危険な密集住宅市街地は、防災性の向上を図るため、建替えに併せた狭あい道路の拡幅整備の誘導や、建築物の耐震・耐火化、緑化等の推進により安全で快適な居住環境の向上を促進します。

③市街地中心部への居住の推進

人口減少が進む市街地中心部については、地区計画等を活用し、良好な住宅地の供給を促進します。

④低未利用地の有効活用

用途地域内に点在する小規模農地の市街化を促進するとともに、未利用地を活用したにぎわいや回遊性、防災性の向上となるオープンスペースの整備を検討し、居住環境の向上を促進します。

⑤多様な住宅ニーズに対応した住宅地の整備

自然環境との調和やユニバーサルデザイン等、多様な住宅ニーズに対応した住宅地の整備を促進します。

⑥空き家・空き地対策

適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「新居浜市空家等対策計画」に基づき、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

5) 各種市街地整備手法

①都市再生整備事業等の活用

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため、制度の活用を検討します。

②土地区画整理事業等の活用

地区の状況を総合的に勘案し、限られた財源で効果・効率的なまちづくりを進める中で、市民や関係者等の理解と協力を得ながら土地区画整理事業の導入を検討します。

③地区計画等の導入

地域の特性に応じ、快適な都市環境の創出を図り、道路や公園などの地区施設の整備や建築物等の規制・誘導を行うため、地区計画の導入を検討します。

また、密集住宅市街地においては、防災再開発促進地区への指定を検討します。

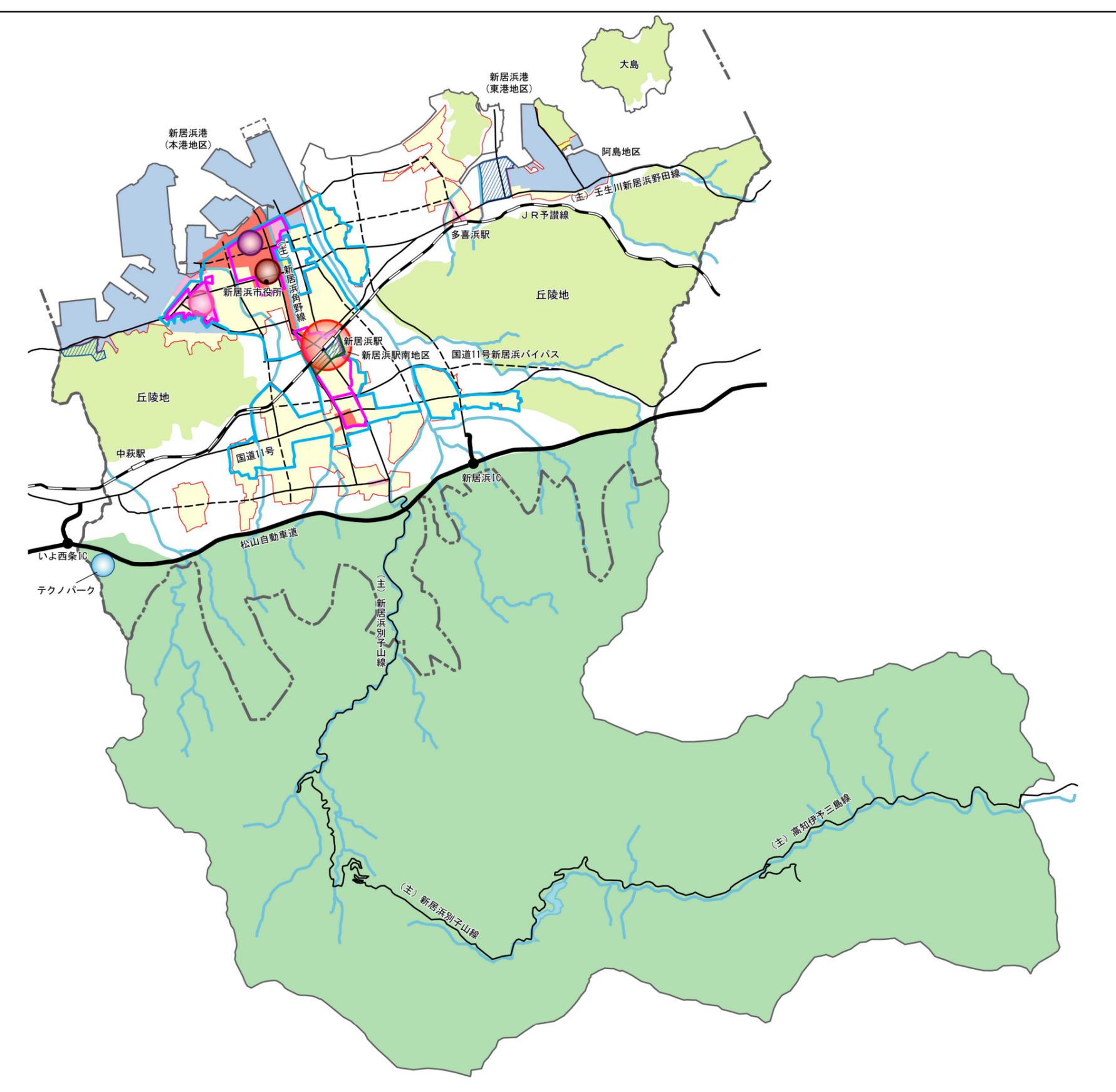
④建築協定、景観協定等の活用

地域住民が自主的に良好なまちなみの維持・改善を求めて締結する建築協定、景観協定等については、良好なまちなみ環境の維持・改善のみならず、市民のまちづくりへの啓発にもなることから、積極的な支援を図ります。

④特別用途地区の適用の検討

地域の特性や防災上の必要性に応じ、住環境の保護または工業等の利便の増進を図るため、用途地域に併せて特別用途地区の適用を検討し、安全で快適な市街地の形成に努めます。

市街地整備方針図



凡 例	
区 分	項 目
	用途地域
	都市機能誘導区域として整備
	居住誘導区域として整備
	商業・業務地区として整備
	周辺環境に配慮した工業地区として整備
	住宅地区として整備
	近隣商業地として整備
	行政文化商業・業務地（都市コミュニティ、行政・文化核）の形成
	中心商業・業務地として整備
	新都心商業・業務地としての整備・充実
	都市型商業・業務地としての整備・充実
	土地区画整理事業検討地区
	用途地域等の推進
	丘陵地
	山間地
	主要幹線道路
	主要幹線道路（計画）
	鉄道・駅
	河川
	公有水面埋立地
	都市計画区域
	行政区

図 市街地整備方針図

(2) 交通関連施設等の整備方針

1) 道路

①都市計画道路の見直し

人口減少や少子高齢化社会の本格化、経済の低成長等の社会経済情勢の変化を踏まえ、都市計画道路のうち整備の見通しが立っていない路線について、都市計画道路の必要性、既存道路等の代替路線の有効活用、事業の実現性等について総合的に判断し、「存続」「変更」「廃止」の方向づけを検討します。

住民との合意形成などを図った上で、「存続」「変更」「廃止」の方向づけをし、都市計画の変更を行い、計画的な整備を推進します。

②東西方向の交通軸の強化

国道 11 号の渋滞緩和や他地域とのアクセス性の向上など地域間の交流を促進するため、市街地の東西を結ぶ(都)新居浜バイパス線、国道 11 号、(主) 壬生川新居浜野田線、(都)上部東西線、(都)西原松神子線を東西の主要軸と位置づけ、これら路線の整備・維持・改良を推進します。

③南北方向の交通軸の強化

(主)新居浜別子山線、(都)西町中村線、(都)郷桧の端線、(都)高木中筋線、(都)宇高西筋線、(一)金子中萩停車場線を南北の主要軸と位置づけ、これら路線の整備を推進します。

④高速交通網へのアクセス性の向上

高速道路へのアクセス性の向上を図るため、新居浜インターチェンジと直結する(都)郷桧の端線、(都)上部東西線、(都)宇高西筋線の整備を推進します。また、いよ西条インターチェンジへのアクセス向上となる(都)新居浜バイパス線についても、整備を促進していきます。

⑤歩行者・自転車の安全性を重視した道路空間の形成

道路整備においては、歩行者・自転車の安全性を確保するため、車道と分離された歩道や自転車通行帯の整備を推進します。

歩行者空間の整備はユニバーサルデザインの理念に基づき、段差の解消等により安全性と快適性の向上を図り、人にやさしい歩行者空間の整備を推進します。

自転車走行空間については、自転車・歩行者専用道路となる特殊道路（以下（特）とする）中央環状線、(特) 新須賀山根線について、計画の見直しと共に、効率的な整備を推進します。また、一般道の自転車走行空間の整備もあわせて、自転車ネットワークの構築を推進します。

⑥都市環境や老朽化に配慮した道路の整備

環境負荷の軽減や環境共生を図るため、沿線緑化の推進と、透水性舗装の敷設、電線類の地中化等の検討を行い、潤いのある都市環境の創出を推進します。

また、道路の老朽化対策として、これまでのような大規模な修繕や架け替え（事後保全）から、定期的に橋りょう点検を行うことにより現状を把握し、早い段階で修繕を行う予防保全型の維持管理（アセットマネジメント）を進めることにより、道路・橋りょうの「長寿命化」に努めます。

身近な生活道路についても、幅員が狭小で防災・居住環境等の面から問題がみられる地区については、適正な整備に努めます。

2) 公共交通

①鉄道

交通・交流拠点であるJR新居浜駅周辺の活性化の推進、踏切対策等により、整備を推進します。

JR中萩駅、多喜浜駅についても地域の交通・交流拠点として交通弱者が快適に利用できるようバリアフリー化を促進します。

市民の生活の利便性を図るため、四国新幹線導入に向けて、国、県、JR等関係機関に働きかけていきます。

②渡海船・バス等

都市機能の集約を目指す都市拠点と周辺地域を連絡する公共交通として、JR新居浜駅等を結節点とする路線バスの円滑な運行や効率よく都市拠点へアクセスするバス路線網の見直しを民間バス事業者の協力を得て促進し、いつまでも暮らしやすいコンパクトなまちづくりを推進します。

高齢化社会に対応した新たな公共交通（デマンドタクシー）、過疎山間部「別子山」との交通手段（別子山地域バス）について、利用状況等も踏まえつつ、住民の利便性の向上に配慮し継続的確保を図るよう努めます。

人と環境にやさしいバス運輸体系の確立のため、低床低公害型車両の導入や、屋根やベンチのあるバス停の設置等によるバス待ち環境の向上について関係機関に働きかけていきます。

持続可能な公共交通を目指し、ICTを活用して鉄道・バス・タクシー・船舶等の移動をシームレスにつなぐ取組み（MaaS）など、公共交通機関の効率化と新しい移動サービスの提供を図る取組みを検討していきます。

渡海船は、安定的な運営に向けて船舶や運航計画の見直しを行います。

3) 駐車場・駐輪場

①商業・業務地における適正な時間貸駐車場の推進

本市の市街地中心部では、生活と密着した中心商業・業務地の形成を目指し、利用者のニーズに即した利便性の高い駐車場・駐輪場の整備を推進します。また、あわせて民間活力の導入を促進します。

また、沿道型店舗についても、駐車場、駐輪場の整備を促進します。

②鉄道駅・バス停等の交通・交流拠点における駐車場・駐輪場の整備

自家用車や自転車から公共交通機関への乗り換えの利便性の向上を図るため、駅やバス停周辺において駐車場や駐輪場の整備を促進します。

4) 港湾

①港湾施設の強化

近年の経済のグローバル化による物流需要の増大やコンテナ船大型化を始めとした変化に対応するため、新居浜港における物流機能のより一層の強化・充実を図ります。あわせて、臨港道路及び橋梁などの港湾施設の老朽化・耐震対策等を推進します。

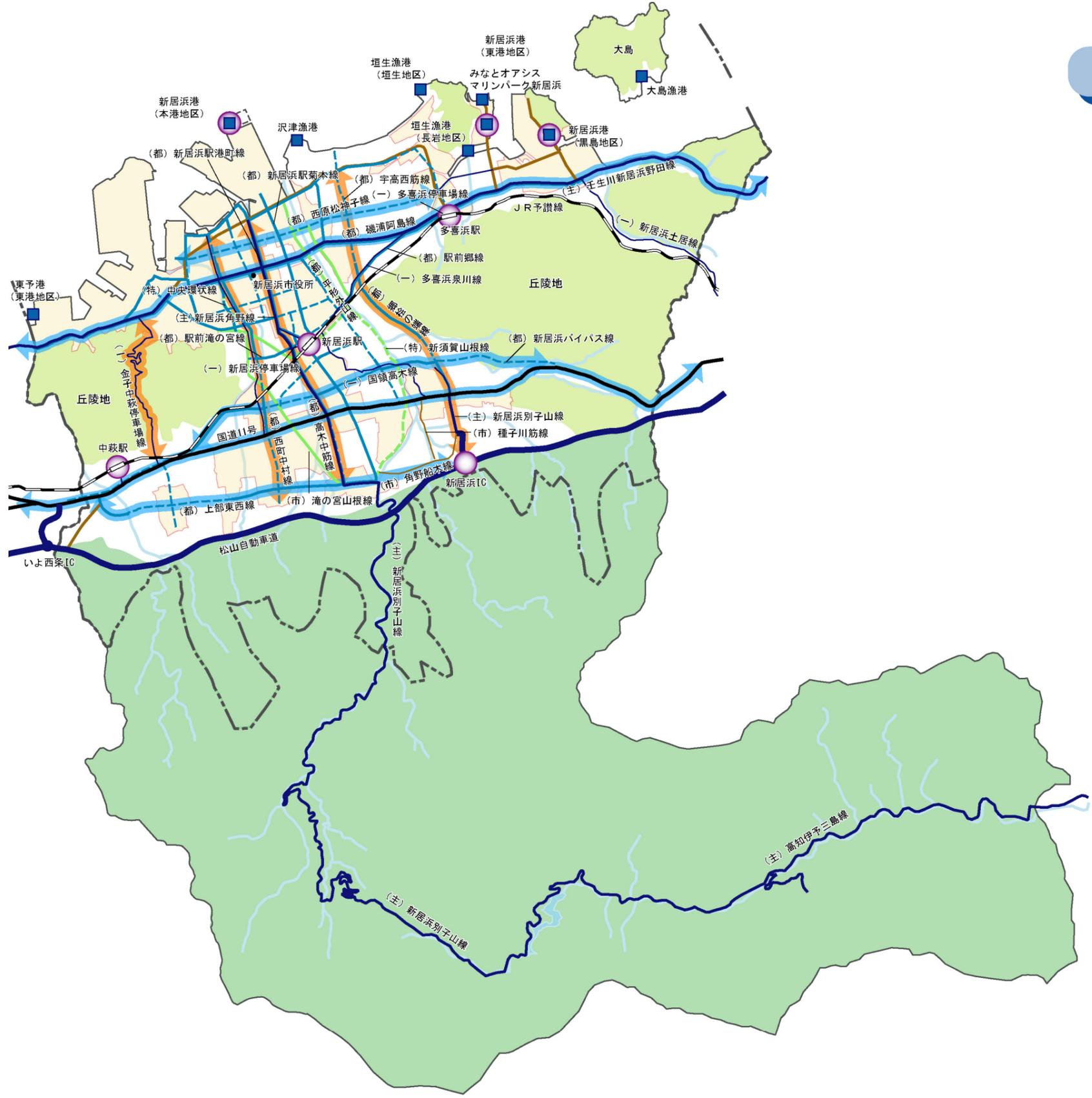
②みなとオアシスマリンパーク新居浜の維持・管理

みなとオアシスマリンパーク新居浜は、海洋性レクリエーション施設の拠点であり、また、平成30年7月にみなとオアシスに登録されたことから、今後も適切な維持・管理に努めるとともに、「みなと」を核としたにぎわいの創出を推進します。

③運行環境の整備

新居浜港東港地区からは、神戸港行の定期船が就航しており、本市と関西圏との物流を中心とした交通アクセスの一翼を担っています。今後も引き続き航路の維持を図るとともに鉄道、バス、自動車交通等との利用バランスに配慮した運行環境の整備を促進します。

交通関連施設等整備方針図



凡 例	
区 分	項 目
	用途地域
	東西軸
	南北軸
	高速自動車国道
	一般国道
	主要地方道
	一般県道
	都市計画道路 (整備済、一部供用開始含む)
	〃 (未整備)
	その他道路 (整備済)
	〃 (未整備)
	自転車歩行者道 (整備済)
	〃 (計画)
	交通・交流拠点
	港
	鉄道・駅
	丘陵地
	山間地
	河川
	公有水面埋立地
	都市計画区域
	行政区域

図 交通関連施設等整備方針図

(3) 公園・緑地関連施設等の整備方針

1) 公園・緑地の整備・拡充

公園整備については、市民のレクリエーションに対するニーズや都市景観の創出に加えて、防災拠点としての機能も考慮し、計画段階から市民参加を促し、住民と行政の協働による整備を推進します。また、新たな公園の整備においては、借地方式の活用や民間活力による公園整備を検討するとともに、公共施設の再編等で生じた未利用地等を活用するなど、効率的な公園の整備を図ります。

総合運動公園については、「総合運動公園構想（平成29年3月策定）」とともに、「立地適正化計画（平成31年4月策定）」に基づく都市拠点等（都市機能誘導区域）への文化・スポーツ等（都市機能誘導施設）の整備方向との役割分担・調整・連携を図りつつ、大規模なスポーツ大会や各種イベントが開催できる施設の整備を推進します。

既存の公園については、維持管理費を最も低廉なコストで実施できるように、施設ごとに管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを整理した「公園施設長寿命化計画」に基づき、効率的な施設の更新・拡充を図るとともに、高齢者や障がい者にやさしい公園施設のバリアフリー化に努めます。

都市計画公園等については、社会経済情勢の変化に応じて、その必要性や他箇所での代替性などを踏まえ、区域等の見直しを検討します。

2) 都市緑化の推進

道路緑化、公共施設緑化及び河川環境整備等における樹種等の選定、植栽手法等により、自然環境や防災機能に配慮した都市の緑化を推進します。

特に、商業地では華やかな緑化、工場地においてはやすらぎと遮蔽機能をあわせ持った緑化を推進します。また、住宅地においては潤いとやすらぎのある緑化を推進します。

JR新居浜駅周辺は、「緑化重点地区」に指定されており、本市の「玄関口」としてふさわしい緑化を推進します。

また、市街地の都市空間にゆとりをもたせ、居住環境や都市景観の向上を図るため、空地等を生かしポケットパークなどの整備を推進します。

3) 既存緑地の保全

新居浜市の歴史や文化を反映し、新居浜らしさを伝える大島や丘陵地などの郷土景観の保全を推進します。

既存緑地において大規模な開発行為が行われる場合には、必要に応じて環境アセスメントを促進し、生態系に配慮した対応を図るよう指導していくこととします。

また、市街地内に位置する一宮神社をはじめとする神社仏閣の社寺林は、市街地のランドマークとしてだけでなく、伝統文化との結びつきが強く地区を代表する歴史的にも貴重な緑地として高く評価されていることから、今後も保全を促進します。

また、別子山地域を含む山岳地帯の森林については、水源かん養、環境保全、レクリエーション機能等多目的機能を有することと、地域の主要な産業であることから、健全な整備・保全に努めます。

4) 農地の保全と活用

都市の貴重な緑地であり、オープンスペースや生物生息区域ともなっている農地は、今後も保全を図ります。また、農業の多面的な基盤となる、農地や農業用水などの地域資源を保全し、遊休農地の適正な利用を図るため、担い手への農地の集積に努めます。

5) 水と緑のネットワークの形成

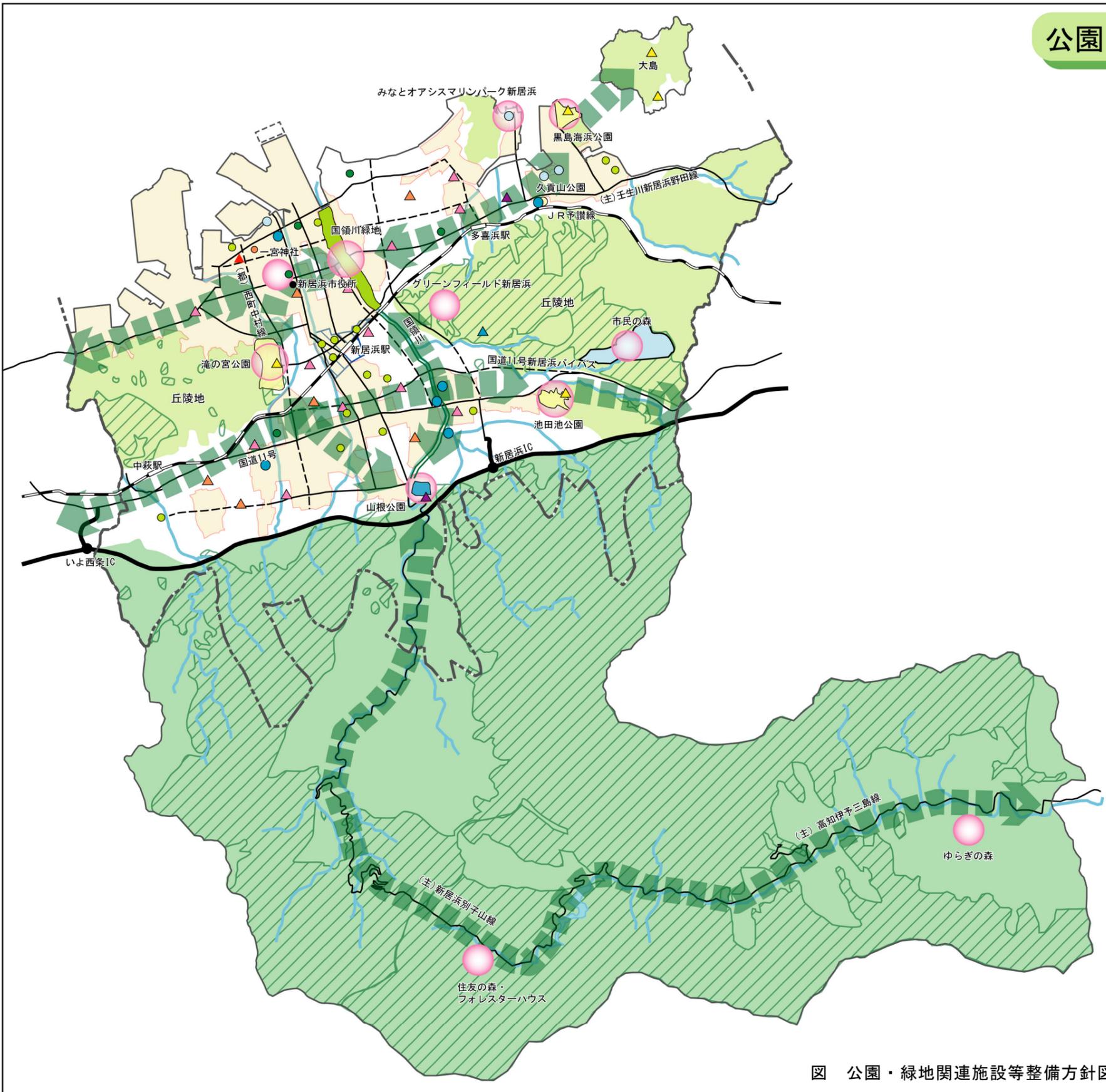
国領川をはじめとする河川や別子鉱山鉄道下部線跡については、緑化の整備を推進します。また、主要幹線道路や一般県道などについても緑化を推進し、核となる緑地を有機的につなぐことにより、水と緑のネットワークの形成を図ります。

湧水地は、生活に潤いをもたらす地域の文化資源としても貴重で、災害時における水の確保、環境学習、まちづくりの対象としても重要な存在であるため、湧水の保存、活用を図るように整備・促進します。

6) 緑の基本計画の見直し

新居浜市緑の基本計画（平成 10 年 3 月）は策定から長期間経過していることから、現在の課題に対応した、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施するため、計画の見直しを検討します。

公園・緑地関連施設等整備方針図



凡 例	
区 分	項 目
[Pink box]	用途地域
[Yellow circle]	街区公園
[Green circle]	近隣公園
[Blue rectangle]	総合公園
[Yellow rectangle]	特殊公園（歴史公園、風致公園）
[Orange circle]	広場公園
[Green rectangle]	都市緑地
[Pink triangle]	近隣公園
[Orange triangle]	地区公園
[Blue triangle]	運動公園
[Purple triangle]	総合公園
[Yellow triangle]	特殊公園（歴史公園、風致公園）
[Red triangle]	広場公園
[Green line]	都市緑地
[Blue circle]	その他の緑地等
[Blue circle]	湧水地
[Blue hatched box]	緑化重点地区（緑の基本計画より）
[Pink circle]	核となる緑地
[Green arrow]	緑のネットワーク
[Light green box]	丘陵部
[Green box]	山間部
[Green hatched box]	保安林
[Solid line]	主要幹線道路
[Dashed line]	主要幹線道路（計画）
[Blue line]	河川
[Dashed box]	公有水面埋立地
[Dashed line]	都市計画区域
[Solid line]	行政区域

図 公園・緑地関連施設等整備方針図

注) 街区公園（計画）は図に表記していない。
（資料：緑の基本計画より）

(4) 河川関連施設等の整備方針

1) 治水対策の実施

市民生活の安全性を確保するため、河川改修や土砂災害対策の実施を促進するとともに、河川管理施設等の適切な維持・修繕に努めます。あわせて、安全性に十分配慮した上で、治水、利水の役割を担うだけでなく、河川が本来持っている生態系の保全及び再生を図ります。

その他、水路、ため池などについても、老朽化の進んだものや災害の発生しやすいものについては改修を推進します。

2) 河川浄化の推進

河川の浄化を図るため、公共下水道などの下水排水処理施設整備の推進や市民の意識啓発による水質汚濁物質の使用量削減等により、国領川、尻無川等の河川をはじめとする公共用水域の水質改善等に努め、生物が豊富に生息する美しい河川環境の創出を図ります。

3) 親水空間の形成

①親水空間の創出

市街地を流れる国領川、東川、渦井川については、防災面に配慮しつつ、ユニバーサルデザインの理念が行き届いた市民誰もが川と親しむことのできる親水空間の整備に努めます。

②河川の緑地保全と緑化

国領川、東川、渦井川の河川緑地は、市街地の重要な緑地機能を果たし、グリーンインフラとして多様な機能を有するものであることから、今後も河川緑地の保全と整備を促進します。

③市民と行政の協働による河川空間の整備

市民に親しまれる河川を目指して、地域住民や市民団体等との連携強化を図り、市民参加型の河川空間の整備を促進します。

4) 各種事業の推進

国領川、尻無川、東川、渦井川等については、治水対策として、堤防や低水護岸の整備を促進するとともに、河床掘削等による河川の治水機能の維持に努めます。

また、野生生物の生息環境の保全対策等を検討しながら、市街地の豊かな自然環境の保全や子供達の自然とのふれあいを大切にした河川整備を促進します。

(5) 供給処理関連施設等の整備方針

1) 下水道施設整備の方針

下水道は、快適な生活環境の確保と河川や海域の水質保全及び市街地を雨水出水による浸水、冠水などからまもるための重要な役割を果たしています。また、市民の下水道整備の必要性の認識と整備の要望が高いことから、今後も引きつづき整備を推進します。

①公共下水道の整備

公共下水道事業は全体計画区域を 4,453ha とし、その内事業計画区域は、平成 29 年度の計画変更により、2,367ha から 2,538ha へ拡大しました。令和元年度末の汚水の普及状況は、人口普及率で約 63.7%、事業計画区域面積比で約 81.3%となっています。今後も、社会情勢の変化などを見ながら、事業計画区域を見直し公共下水道の整備を推進するとともに、施設の適切な維持・管理や計画的な改築・更新を推進します。また、雨水出水による浸水被害の軽減を図るためその他雨水施設の整備やソフト対策を検討します。

②下水道関連施設の整備、維持・管理

下水処理場及び雨水ポンプ場や管渠等の下水道関連施設は、定期的な巡視、点検により施設の健全度を把握したうえで、対策の内容や時期等をストックマネジメント計画に基づき、適切な維持・管理及び計画的な改築・更新を推進します。

③一般下水排水処理の推進

公共下水道の事業計画区域外の地域については、一般下水路の整備を推進していくとともに、合併処理浄化槽の普及を促進します。

④循環型社会の形成

下水道バイオマス等の更なる有効活用など、循環型社会の形成を図ります。

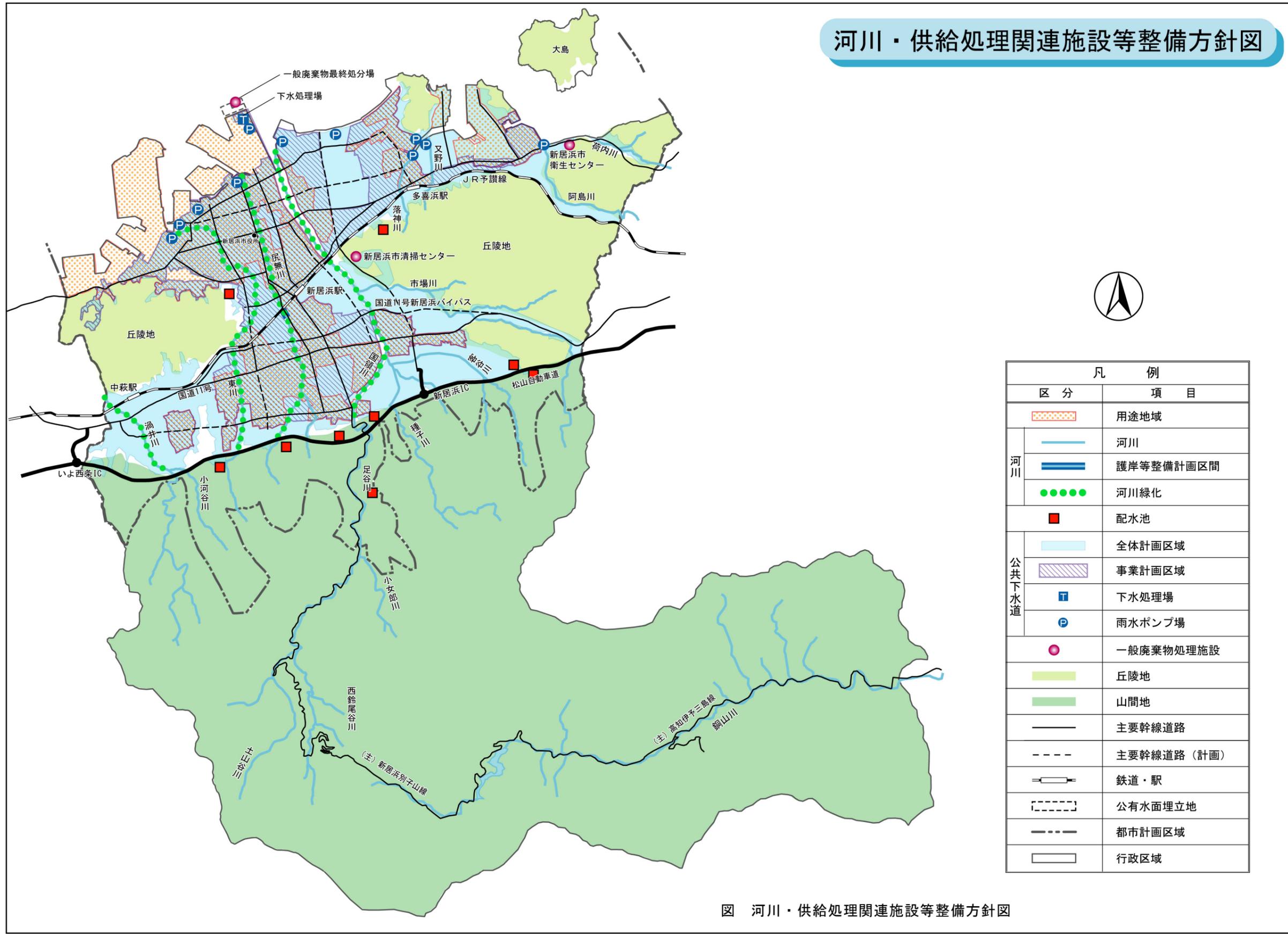
2) 上水道の整備方針

水道ビジョンの基本理念である「おいしい水を、子供たちへ～潤いのある街、にいほま～」の実現を目指し、「安心」できる安全・快適な給水を確保し、災害に強い「安定」した水道施設の整備に努めます。

3) 一般廃棄物処理施設等の整備方針

一般廃棄物処理施設の適切な維持・管理に努めるとともに、広域化・共同化を推進し、既存施設の統廃合も含め効率的な運用を図ります。

河川・供給処理関連施設等整備方針図



凡 例		
区 分	項 目	
[Red dotted pattern]	用途地域	
河川	[Blue line]	河川
	[Thick blue line]	護岸等整備計画区間
	[Green dots]	河川緑化
公共下水道	[Red square]	配水池
	[Light blue area]	全体計画区域
	[Hatched area]	事業計画区域
	[Blue square with T]	下水処理場
	[Blue circle with P]	雨水ポンプ場
	[Pink circle]	一般廃棄物処理施設
	[Light green area]	丘陵地
[Dark green area]	山間地	
[Solid black line]	主要幹線道路	
[Dashed black line]	主要幹線道路（計画）	
[Black line with cross-ticks]	鉄道・駅	
[Dashed black line]	公有水面埋立地	
[Dotted black line]	都市計画区域	
[Thin black line]	行政区域	

図 河川・供給処理関連施設等整備方針図

(6) 都市環境関連施設等の整備方針

1) 水と緑の環境保全

燧灘などの沿岸部や国領川をはじめとする河川、市街地東西に位置する丘陵地など恵まれた水と緑の環境の保全を図ります。また、これら貴重な自然を環境教育・学習や保養・休養の場として生かし、自然とのふれあいの場として創出を図ります。

2) 水環境の再生

下水道整備や生活排水対策により、水路・河川・海域など公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水の地下浸透を促すために雨水浸透施設の整備を進め、水環境の再生を図ります。

また、国領川をはじめとする河川において植物を活用した河川浄化など、水と生物による循環システムの確立を図ります。

3) リサイクル・再利用への取組み

日常生活や工場生産などに付随して排出される建設資材や産業廃棄物のリサイクルや再利用を促進します。

現在、ごみの分別などにより生活廃棄物のリサイクルや再利用は進められていますが、さらに市民意識の向上を図り再利用製品の利用等を促進します。

その他、公園などの維持・管理時に発生する樹木の枝や落ち葉を再利用する緑のリサイクルや、工事などに伴って発生する建設発生土のリサイクル等を検討します。

4) 環境基本計画の推進と各種事業の活用

環境保全に関する総合的、計画的な施策の体系である「環境基本計画」を推進します。

また、次世代都市整備事業などの各種事業を活用し、環境と調和した都市施設の整備を推進します。

5) 水源保全対策の強化

水道事業は、水資源の恩恵を受けて水を供給していることから、清浄な水源環境の維持に努める必要があります。環境基本計画の重点施策を踏まえ、関係機関、地域住民との連携を強化して、水源汚染を未然に防止するよう努めます。

(7) 都市景観形成等の整備方針

1) 歴史的資源や景観の保存と活用

約 300 年にわたる別子銅山の歴史を、産業の近代化の礎を築いた本市固有の地域資源として認識し、世界に誇れる近代化産業遺産の保存及び活用に努め、周辺環境との調和のとれた歴史的景観形成を推進します。

この重要な景観資源として、旧泉屋道と別子鉱山鉄道跡を軸とする別子往還道について、歴史に親しみを感じられる景観の保全を図ります。

また、旧端出場水力発電所、住友山田社宅の保存整備などを進め、別子銅山の近代化産業遺産である端出場地区、星越地区を新居浜市固有の観光資源として活用します。また、新居浜を代表する太鼓祭りと合わせて情報発信し、全国に知られる近代化遺産観光のまち・新居浜として定着させ、入込観光客数の増加を図ります。

さらに、広域連携による広域環境の推進や、観光客の特性にあった観光ルートや施設の充実を促進します。

2) 魅力ある市街地景観の創出

市街地では、住む人々が親しみ、訪れる人々が魅力を感じるまちづくりを目指し、にぎわいや潤いを感じる景観形成を推進します。

特に、駅前広場及び中心商店街等へのアクセス道路となる新居浜駅港町線（シンボルロード）は、交通空間としての役割を持つ一方、環境空間としての役割を担っており、別子銅山の歴史をほうふつさせる物語性のあるまちづくりを進め、新居浜市の玄関口としての市街地景観の創出を推進します。

また、国道 11 号新居浜バイパスや(都)新居浜駅港町線、(都)駅前滝の宮線、(都)新居浜駅菊本線などの主要幹線道路においては、遮光や視線誘導など植栽の安全機能を活用するとともに、道路内に潤いややすらぎを持たせるため道路緑化をすすめ、屋外広告物やサインとの調和を図りつつ、良好な道路景観を推進します。

特に、都市拠点等において、立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域が指定された区域においては、多くの市民や来訪者が利用する、にぎわいある拠点地区形成が目指されており、駅や公共施設周辺等を中心に良好な景観形成の規制・誘導・創出を図ります。

3) 自然的景観の形成と保全

市民に愛され親しまれている建造物や地域の郷土愛の源となっている樹木や山根公園などのゆとりを生み出す豊かな緑等の保全を図り、潤いとやすらぎを与える景観形成を図ります。

国領川、滝の宮公園、池田池公園及びみなとオアシスマリンパーク新居浜などの水と緑により構成される潤いある水辺空間を景観資源とし、周辺環境と調和した景観形成及び保全を図ります。

平野部の市街地を取り巻く田園地域においては、農地等の保全と地域景観の調和を図り、安心とやすらぎを感じる郷土景観の形成を促進します。

また、市街地の東西に位置する丘陵地は、本市の郷土景観を創出する緑地として保全を図ります。

4) 山岳景観の形成と保全

本市南部の山岳地は、愛媛県指定の自然環境保全地域があり、「アケボノツツジ」や「ツガザクラ」を代表とする高山植物群生と「橄欖(かんらん)岩」や「角閃(かくせん)岩」等による貴重な景観を呈しています。このような山間部に広がる、別子銅山に由来する産業遺産と緑におおわれた豊かな自然環境を重要な地域資源として、自然景観の保全に努めます。赤石山系の山々を囲む山岳ルートでは、四季折々の花や自然景観を楽しむことのできる「別子・翠波はな街道」の整備・保全に努めるなど、市民、団体、事業者とも協力連携して景観形成を推進します。

別子ラインや銅山川の水と緑により構成される潤いある水辺空間を景観資源とし、周辺の自然環境と調和した景観形成及び保全に努めます。

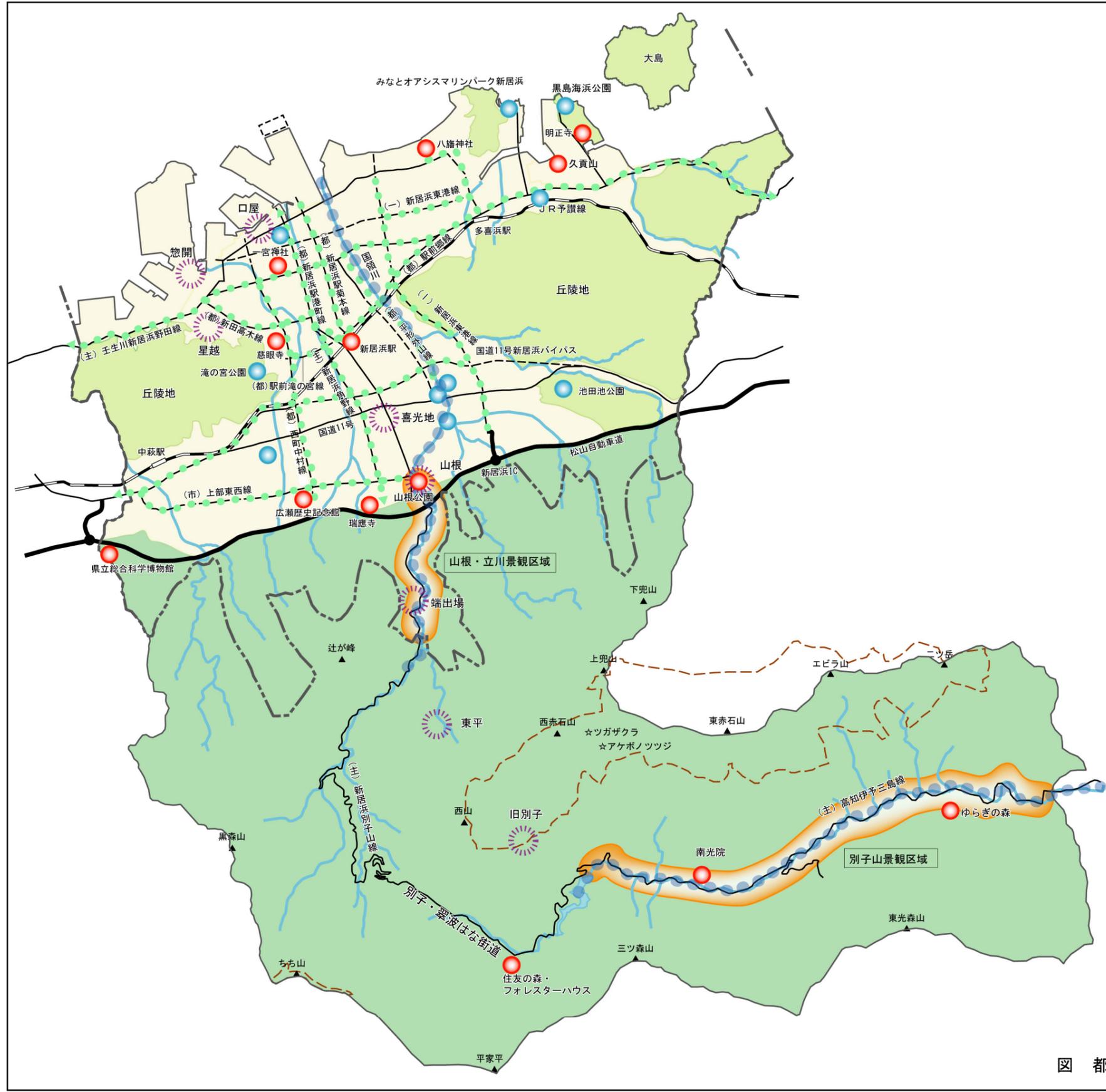
5) 景観法等を活用した協働による良好な景観保全と創出

山根公園周辺景観（山根公園、別子銅山記念館、えんとつ山、生子橋等）、市街地に隣接する近代化産業遺産景観（マイントピア別子、旧端出場水力発電所）、沿道景観（龍河神社、青龍橋等）、自然景観（鹿森ダム）を含む区域、及び自然景観である別子ダム、渓谷景勝地である銅山川を含む別子山区域について、景観法に基づく景観計画（令和 2 年 7 月策定）に基づき、愛媛県屋外広告物条例と連携しつつ、地域の良好な景観に影響を及ぼす開発・建築等行為について届け出制度を活用した規制を図ります。

また、市内全域において、各種景観形成に資する支援制度を活用しつつ、良好な景観形成に向けた意識啓発や、美化活動（道路緑化、花植活動等）の推進など、市民・事業者・行政が連携・協働し、各地域での良好な景観形成と、わがまち・地域への愛着や誇りの醸成に向けた取組を活性化していきます。

さらに、各地域のニーズや取組を踏まえつつ、必要に応じて景観計画区域の拡大を検討し、市域の景観の保全・向上に努めます。

都市景観形成等方針図



凡 例		
区 分	項 目	
都市景観ゾーニング		平野部景観
		丘陵地景観
		山岳景観
		道路緑化
		点景観
		水辺景観
		近代化産業遺産が残る地区
		景観計画区域
		主要な山
		愛媛県自然環境保全地域
		主要幹線道路
		主要幹線道路（計画）
		鉄道・駅
		河 川
		公有水面埋立地
		都市計画区域
		行政区域

図 都市景観形成等方針図

(8) 都市防災関連施設等の整備方針

1) 都市防災構造化

①地域防災基盤の整備

浸水対策として、雨水施設の整備を推進するとともに、浸透施設による雨水流出の抑制を図ります。急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流等の危険箇所については、防災施設の整備を促進します。また、南海トラフ地震等による津波や高潮対策として、海岸保全施設の整備や老朽化対策を推進するとともに、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等治水事業を積極的に推進します。さらに水門等の自動化・遠隔操作化や内水排水施設の耐水機能の確保に努め、治山・治水などの災害対策を推進します。また、液状化現象等の様々な事態を視野に入れた対策について検討します。

②避難場所等の整備

災害時の地域の避難場所となる小・中学校等の防災機能の強化を図るため、防災設備の整備等を推進します。また、震災時の避難地となり、救援活動や復旧・復興拠点としての機能を有する防災公園の整備に努めるとともに、総合運動公園については、それら機能を有する防災公園として検討を進めます。

避難場所、避難路は津波からの緊急避難先として適切な場所を指定するとともに、標識等を設置するなどして日頃から市民に対し周知徹底を図ります。

③防災拠点施設の整備

地域防災拠点施設における情報基盤の多重化と機能強化を図るとともに、消防防災設備や資機材の分散配置を推進します。

通信放送施設については、非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努めるとともに、市防災行政無線施設は障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図ります。

また、沿岸地域への津波警報等の情報伝達手段の拡充を図るため、広報車、サイレン等多様な手段の確保を図ります。

④ライフラインの強化

地域防災基盤の整備と同時に電気、上下水道、電話等都市を支えるネットワーク施設の耐震性、耐浪化及び代替性の確保を促進します。また、電線類の地中化を推進します。

上水道では、水道施設の更新や耐震化を計画的に実施することや、災害時の応急給水の根幹となる配水池の適正な貯水能力を確保するなど、災害に強い上水道施設の整備を推進します。

⑤防災安全街区の構築

市街地中心部において、道路、公園等の都市基盤が整備され、行政、医療・福祉、避難・備蓄等の機能を有する公共・公益施設が集中立地し、相互の連携により災害時における最低限の都市機能を維持できる防災安全街区の整備を検討します。

⑥市街地の耐震耐火性の把握に基づく防災性の向上

市街地等の耐震性、耐火性や避難・消防活動のしやすさなどの判定調査等を実施し、客観的評価に基づく市街地等の耐震耐火性の把握に努めます。この結果に基づき、準防火地域の見直しの検討や、防災街区整備事業、住宅市街地総合整備事業や地区計画等の制度を活用し、防災上危険な密集住宅市街地等の防災性と消防活動性の向上に努めます。

新居浜市耐震改修促進計画に基づき、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、既存建築物等の耐震性の向上を図ることを目的として、地震災害に対する予防及び地震発生時における応急対策を促進します。また、住宅の耐震化率の向上に向けた周知啓発と支援を行うとともに、危険な老朽空き家の適正管理を促進します。

⑦都市のバックアップ機能の確保

防災上危険な密集住宅市街地等の防災性の向上を図るとともに、市民等の防災まちづくり活動の促進、太陽光発電などの都市において自立可能となる機能や交通路の代替機能の確保など、総合的な施策を講じることによりバックアップ機能を持った都市の防災化を推進します。

⑧行政関連施設、避難行動要支援者に関わる施設等の立地に関する対策

行政関連施設、避難行動要支援者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図ります。

2) 災害に強い交通施設の整備

①緊急輸送道路のネットワーク化

道路、橋りょう、鉄道、港湾の耐震性及び代替性の確保、ネットワークの連携強化による緊急輸送道路ネットワークの構築を図ります。

②緊急輸送道路等の整備

都市計画道路の見直しを検討する他、災害時に緊急輸送道路となるよう、(都)新居浜バイパス線、(都)郷桧の端線、(都)西町中村線、(都)上部東西線、(都)宇高西筋線、(主)新居浜別子山線、臨港道路の整備を推進します。また、臨海部の工業地域における火災発生時の避難経路として、(都)新田高木線の整備を推進します。

③防災機能の強化

鉄道被災時の代替バス輸送機能確保のための駅前広場の活用や、港湾における耐震バスと臨港道路の維持管理や、防災上重要な橋梁の改修・耐震化を進めます。また、その周辺には非常時の多機能な利用が可能な公園・広場等のオープンスペースを確保し、防災機能の強化を推進します。

3) 歴史的建造物の防災計画の推進

本市固有の歴史的建造物等においては火災や震災等による被害を想定し、地質、家屋調査を行い保存するとともに、防災計画への取組みを検討します。

4) 防災重点ため池の老朽化・耐震対策

南海トラフ地震等に備え、ため池ハザードマップを活用し地域住民の安全確保を図るとともに、点検や耐震診断等をもとに老朽化・耐震対策を推進します。

5) 情報の開示

土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所等の情報の開示を推進するとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等についても、危険の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進します。

また、防災マップや市内の大規模盛土造成地マップによる情報の開示についても、インターネット、CATV等を活用しながら周辺住民への情報公開に努め、安全対策を推進します。

6) 地域コミュニティによる防災まちづくりの推進

①地域防災力の向上による防災まちづくりの推進

大規模災害の発生に備え、地域防災の核となる消防団の活性化を支援するとともに、消防団、防災士と協働した防災教育や各種訓練などの活動を通じて、自主防災組織や地域住民の防災・減災の意識の醸成を図り、地域防災力の強化による防災まちづくりを推進します。

②避難行動要支援者への安全性の確保

阪神・淡路大震災の教訓から避難行動要支援者への対応として避難ルート、避難所等のバリアフリーの整備強化を推進します。

また、情報伝達手段として防災行政無線及びコミュニティFMの放送やメールマガジンの配信、CATVの文字放送等を活用するとともに、住民、団体、事業者、行政など地域の中でのネットワークの形成に努め、ソフト面での対策を推進します。

7) 津波に強い地域づくり

①浸水の危険性の低い地域への居住地形成

愛媛県地震被害想定調査（平成25年3月）による津波浸水想定を踏まえ、浸水想定区域や浸水予測時間の情報を提供するとともに、津波による浸水の危険性の低い地域において居住地を形成するように努めます。

②津波避難計画の策定

津波浸水想定区域の中で、津波の到達時間までに、避難対象地域（津波が発生した場合に避難が必要な地域）外の安全な場所に避難することが困難な地域（津波避難困難地域）を推測し、必要に応じて津波避難ビル等の計画的な整備や民間施設の活用、建築物や公共施設の耐浪化等による安全性の確保を促進します。

また、避難対象地域においては、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所（黒島、垣生、御代島等の高台や東部、西部の丘陵地付近）の確保、安全な避難経路の指定について地域住民等との協働により計画を策定します。

③関係部局の共同による計画の策定

津波対策の実効性を高めるためには、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係部局による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からの地域づくりに努めます。

8) 災害ハザードエリアからの移転の促進

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、安全なまちづくりの総合的な対策として、災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への移転促進に向けた検討を行います。

9) 復興まちづくり計画の策定

南海トラフ大地震等の大規模災害時からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、被災後の復興まちづくりを考えながら事前準備に取り組むため、復興まちづくり計画の策定を検討します。

(9) 教育・文化及び福祉施設等の整備方針

1) 計画的な修繕、統廃合等への取組

小・中学校や市民文化センター及び保健・福祉施設等の公共施設については、「新居浜市アセットマネジメント推進基本方針」に基づき、既存施設の長寿命化対策を実施します。

また、近い将来、既存施設が大量に更新時期を迎えること、一方で、生産年齢人口の減少による財政状況の悪化が懸念されることから、「新居浜市公共施設再編計画（平成30年9月策定）」に基づき、施設総量削減に向け、広く市民の理解を得たうえで、統廃合（再配置）の検討と保有施設の最適化を推進します。

2) 都市機能誘導区域等への立地誘導

既存都市機能集積を生かした都市拠点等の利便性の維持増進を図るため、都市機能誘導区域内を中心に、各拠点地区で位置づけられた都市機能誘導施設（医療、高齢福祉、子育て支援、学校教育・生涯学習、商業、行政、活性化施設等）について、既存施設の維持や立地誘導を図ります。

3) 公共施設等の有効活用

少子化が進む中で、小・中学校等で発生する余裕教室の有効利用を図るため、保健・福祉施設、文化施設、集会所としての利用を検討します。

旧若宮小学校（生涯活躍のまち拠点施設ワクリエ新居浜）は、地域の活性化・RCC推進の拠点施設として、整備と活用を行います。

また、市へ寄贈された住友山田社宅については、観光・教育・交流等の振興に資するような保存整備と活用を図ります。

4) 教育・文化施設

①高度情報化社会に対応した学習環境の整備

高度情報化社会に対応し、教育用タブレット端末などICT機器の整備等により学習環境の整備を推進します。

②学校給食センター

学内の学校給食施設の老朽化等に対応するため、共同調理場（センター方式）体制に移行し、うち1箇所については、公設公営の学校給食施設として整備します。

5) 福祉関連施設

①「みんなでつくる福祉のまちづくり」の推進

平成15年4月施行の「みんなでつくる福祉のまちづくり条例」や「地域福祉推進計画2021」（令和3年3月策定）により、地域住民や地域の団体など多様な主体が「我が事」としてあらゆる分野の活動に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで地域を支える、「我が事・丸ごと地域共生社会づくり」を推進します。

②高齢者や障がい者等にやさしい生活環境整備

生活形態や様式の多様化に配慮して、居宅の段差解消等小規模な住宅改修支援や福祉施設などによるデイサービスやショートステイなど、安心して自立した生活ができるよう、高齢者や障がい者等の生活実態に沿って選択可能な居住環境の整備を推進します。

③ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくり

地域における重点的・一体的なバリアフリー化を推進し、ユニバーサル社会の実現を目指すため、バリアフリー法（平成 18 年施行）やユニバーサル社会実現法（平成 30 年施行）、愛媛県の「人にやさしいまちづくり条例」に基づく重点的かつ一体的な施設整備を図り、誰もが生活しやすいまちづくりを推進します。

6) 高度な情報サービスの提供

インターネットやCATV及びICT・AI等の革新技术を生かした情報提供の強化を図るため、高度情報化社会に対応したインフラ整備を推進するとともに、市役所、公共施設や都市拠点地区、観光地等において、市民・事業者・観光客等への様々な情報サービスの提供について検討します。

7) 地球温暖化対策の推進

温室効果ガス削減に向けた省エネルギー対策の推進として、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の普及促進を図るとともに、公共施設における省エネルギー・再生可能エネルギー設備の率先導入等を図ります。

8) 市営住宅

公営住宅については、計画的な建替え・改修や必要に応じた統廃合の検討を行うとともに、建替えに際しては、高齢化の進展や多様な生活様式に応じた住宅供給の整備方針に基づき、車椅子対応やエレベーターの設置など多様な居住ニーズに対応した住宅の確保を進めます。また、既設住宅の維持・改善と適切な活用を図るため、点検の強化及び早期の管理、修繕による更新コストの削減を目的とする「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、予防保全的管理、長寿命化に資する改善を推進します。

周辺環境についても道路整備や緑化、バリアフリー等を総合的に行い、生活者のニーズに対応した、誰もが暮らしやすい良好な居住環境を備えた住宅地の供給を促進します。

県営住宅等についても、同様に良好な住環境の形成を関係機関に働きかけていきます。

9) 墓園・斎場

①墓園

市営墓地の適切な維持・管理に努めます。

②斎場・火葬場

斎場の適切な維持・管理に努めます。